

イ 部隊

空軍直轄部隊

約 七〇中隊

陸軍協同隊

約 二五中隊

海軍協同隊

約 一五中隊

植民地軍協同隊

約 一〇中隊

計

約 一二〇中隊

ロ 飛行機

第一線

約 一、二〇〇機

豫備線

約 三〇〇機

計

約 一、五〇〇機

ハ 人員

將校

約 二、〇〇〇

下士官

約 二二、〇〇〇

兵

約 二四、〇〇〇

計

である。

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國を凌駕せんとするの形勢に在りて、過般の伊「エ」紛争に際し、地中海にある英艦隊にとり、大なる脅威

となつたことは吾人の大に参考とすべき所である。

三、民用航空

伊國に於ける民用航空は、他の歐洲列強に比し、從來遲々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り其面目を一新、飛行機數四四三（一九三五年六月）操縦士數七〇八（一九三二初）民間飛行場數六七〇に達するに至つた。

定期航空路の延長は一九三五年に於て一五、五六一軒に達し、輸送旅客數は一九三四年度に於て約四〇、九三〇人、輸送荷物量は同年度約八八六、一七〇噸である、而して政府の定期航空事業に對する補助金は、初年度施設のものを除き、一九三六年度は七千八十八萬利である。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯に在りとの議論熾烈にして、熱心に研究を行つて行る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。



尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬して醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

### 第六節 國家總動員施設

#### 一、施設

戰爭に必要な機關の編制準備並國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、**國防最高會議**を設け、總理大臣を議長とし、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・植民・經濟の各省大臣及航空高等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長・海軍將官會議々長・空軍總司令官・空軍經理總監も亦此會議に列席して發言し得るの制として居る。

國防最高會議は其審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用することになつて居る。

1. 軍事參議官會議
2. 海軍將官會議
3. 航空高等委員會
4. 國家總動員準備委員會

**國家總動員準備委員會**は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲國家總資源の編成、準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名科學、工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には**同事務局**が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整理し、又其決議を關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

#### 二、法規

國家總動員關係の法律としては、千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其協賛を経た**伊國國家動員令**がある。

本法律は十五箇條より成り其内容は佛國のものと同様であるが、其中主なるものを摘録すれば次の通りである。

列國陸軍概観 伊國

- る。
- 1. 伊國國家動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武裝團體以外の國家の全勢力を平時組織より戦時組織に移すを謂ふ。
- 2. 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ国防最高委員會協力の下に關係各國務省に隷屬する左の機關を設け業務を實施す。

- イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。
- ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並官私立工場監督に任ずる機關。
- ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並官私立食糧品工場監督に任ずる機關。
- ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並歸國移民の家族の救護、戦争癡疾者の救助、戦争扶助料の支給を擔任する機關。

以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。

更に一九三五年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。

其任務は主要次の通りと報ぜられて居る。

- 1. 原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創立並其發達を期すること。
- 2. 陸海兩軍及航空諸官省と絶えず連絡をとること。

**戦争規律に關する法律**

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戦争規律に關する法律を公布した。該法律は

動員に方りて國家内に構成せらるる總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對し、戦闘員と同様國防に協力すべき義務を賦課せるものである。尙伊國は「ハツソリーニ」の主張せる「國家興隆の基礎は國民に軍人的訓練を附與するに在り」又「國民生活も國民教育も外交政策も皆國防に協力すべきものなり」等の意見に基き國民の軍隊化に邁進し來れるが、其具體化として一九三四年十二月「軍事豫備教育法」在郷者軍事教育法」及「學校に於ける軍事講座法」の三法案議會を通過し一九三五年二月一日より其實施を見るに至つた。

**第七節 陸軍及空軍豫算**

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 二〇、四六四、一九七 <small>千利</small>	約 二、九八九、五一六 <small>千利</small>	約 七五二、八九〇 <small>千利</small>
一九三二—三三年度	約 二〇、九二二、九八九	約 二、九八四、六七一	約 七五四、二〇〇
一九三三—三四年度	約 二〇、六一四、一〇〇	約 二、六二〇、五八八	約 六九五、九四八
一九三四—三五年度	約 二〇、六三六、一〇一	約 二、五二〇、五八八	約 七二〇、〇〇〇
一九三五—三六年度	約 一九、六四五、六六七	約 二、四五九、二六〇	約 八三九、六〇五
一九三六—三七年度	約 二〇、二九一、五四三	約 二、二九一、〇六七	約 九七〇、三九〇

伊國陸軍豫算を我が國のものと比較するには、特に左の點に注意を要する。

1. 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
2. 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
3. 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
4. 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。尙「エチオピア」遠征軍費は約八十億利に達した。

## 第九章 波 蘭

### 第一節 概 說

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は波蘭にとつては不倶戴天の仇敵關係にあり、而も人も知る如く世界赤化を唯一の國是として軍備の充實擴張に汲々とし、又西隣獨逸は「ヴェルサイユ」條約に不服にして、國境の改訂を強調し、再軍備に關する爆彈的宣言をなして軍備の充實に餘念がない。

波蘭は此兩雄邦の間に介在し國を完うせんがためには、一切を犠牲にして専ら國防に努力せざるを得ざる状態であつて、僅々三千萬の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達してゐる。

### 第二節 兵役制度

徴兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歳であつて、兵役區分左の如くである。

兵種	役種		現	役		後
	一般	兵		豫	備	
騎兵及騎砲兵	二箇年	一箇月	滿四十歳迄	滿五十歳迄		

### 第三節 兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬であつて、別に軍隊に準すべき（裝備は寧ろ軍隊に勝る）國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、税關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

- 軍團管區司令部 一〇
- 步兵師團 三〇
- 騎兵師團 一（三旅團）
- 獨立騎兵旅團 一二
- 野砲兵聯隊 三〇
- 特種砲兵聯隊 二〇
- 飛行旅團 三
- 飛行聯隊 六
- 戰車聯隊 一

### 第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に關心深き蘇聯邦と獨國との間に介在し、常に其脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は小規模乍ら能く完備し、其研究、教育も亦眞摯にして、特

に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね次の如くである。

#### 一 軍部の施設

陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—  
化學戰學校  
瓦斯教導中隊

#### 二 民間施設

航空化學戰防護協會  
會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛（鐵道用）約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

### 第五節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	二、八五六、〇〇〇 <small>千ゾロチ</small>	九〇八、〇二五 <small>千ゾロチ</small>
一九三二—三三年度	二、四五二、〇〇〇	八八六、五二〇
一九三三—三四年度	?	?

一九三四—三五年	二、一三七、六一二	七六一、七〇〇
一九三五—三六年	二、一三二、八六二	七六一、七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。

陸軍豫算を特に尨大にしない體裁上、純軍隊と目すべき國家警官隊費及税關監視隊費は、殊更内務省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算するときは最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫算の半を占めて居る次第である。

### 第十章 其他の歐洲諸國

歐洲諸小國特に巴爾幹諸國は、外交的に或は小協商を組織し、或は巴爾幹協商を成形し、或は佛伊大國に結び將又大戰平和條約に依りて其軍備に制限を受けある等の狀況に在りと雖、國土相接し其國の軍備にして缺くる所あらんか直に國防上大なる脅威を受くるを以て、何れの國も皆其國力以上と思はるゝ軍備を所有し而も營々として之が改善進歩に寧日なき有様である。「ムツソリーニ」の所謂「國境の防備全からずして其國に外交なく教育なく藝術なく將又産業なし。故に外交も教育も藝術も將又産業も皆國防を基調として行はるべきものなり。」との言を如實に實行しつゝある觀がある。

#### 一、塙國

塙國は平和條約に依て其軍備を將校以下三萬人に制限せられありしも、其後密に禁を犯して之を三萬八千に増加して居つた。一九三五年は獨逸の再軍備制限に刺戟せられて今日迄の六混成旅團を七師團と機械化師團一及飛行機三百臺に編成替へし、兵員も一躍之を七萬に増加するの計畫を立て著々之が實行中である。

塙國の八師團七萬と謂ふ兵力は固より大陸軍と謂ふこと能はざるも、其總人口六百十七萬、而も國家財政至難にして剩へ多數の武裝團體の現存する状態の下に之を觀察するときは、其國防軍増強の爲の努力推して知るべきである。

#### 二、匈國

此國も平和條約に依り軍備の制限を受けありと雖、七混成旅團・二騎兵旅團を基幹としたものを有

し、其總兵員は人口八百六十萬に對し約三萬五千である。

三、勃國 勃國も亦平和條約に依る軍備制限國であり、其總人口六百萬に對し全兵員二萬と定められて居る。

四、其他 其他の諸國の總兵員の概數は左の如くである。参考の爲其國の總人口概數を附しておいた。

兵員	人口
ルーマニア	一七〇、〇〇〇人
ユーゴスラビア	一八〇、二五〇、〇〇〇人
ギリシヤ	一三、九三一、〇〇〇
トルコ	六、三九四、〇〇〇
チエコスロバキヤ	一三、六四八、〇〇〇
ベネルギ	一四、四八〇、〇〇〇
オランダ	八、一三〇、〇〇〇
ポランド	七、九二〇、〇〇〇
スイス	四、〇七七、〇〇〇
リトアニア	二、四〇〇、〇〇〇
エストニア	一、九二〇、〇〇〇
ラトヴィア	一、一二〇、〇〇〇

國	佛
約六十五萬	約六十五萬
あるが如くである。	あるが如くである。
地方	地方
軍約十八萬五千	軍約十八萬五千
在本國軍約四十四萬	在本國軍約四十四萬
歩兵 十四師團	歩兵 二十師團
騎兵 二旅團	騎兵 五旅團
防空 三旅團	防空 三旅團
新西蘭	約一萬八千
南阿蘭	約一萬六千
愛計	約三萬四千
一本表の外左の部隊がある。	一本表の外左の部隊がある。
一、空軍陸上部隊(空軍三師)	一、空軍陸上部隊(空軍三師)
二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬五千	二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬五千

米 國 軍 備

約二十五萬

約二十五萬

約二十五萬

約二十五萬

列國陸軍軍備一覽

昭和十一年末調

Table with columns for country (e.g., 日本, 蘇聯, 英國, 法國, 獨逸, 伊國, 波蘭), military personnel (平時, 戰時), and main units. It includes detailed notes on military structure, equipment, and regional forces.

國區名分

總數 平時 戰時 兵員 譯

主要團隊數

摘要



國波	國伊	國獨	國
機百七約	機百五千約 (屬所省軍空)	上以機百九千約 (屬所省空航) ふ謂もと機百五千二	機百九千約
氣飛 球行  二六 大聯 隊隊	氣隊約飛行 球一機 二〇中  ┌───┐ │植海陸空 │民軍軍直 │地協協轄 │軍同同隊 │協隊隊部 │同隊一二七 │一隊一五〇 │〇〇五五〇	六千機保有を目標として擴張中 なるが如くである。  偵察隊 驅逐隊 爆撃隊 一九三五年六月迄に整備せられ たりと稱せらるるもの 十二六 中大隊 隊隊	〇中隊となる。 の相上均の分を合すれし一
	利萬千七億九約 (度年六三一五三九一) (算豫省軍空)		法 (度年算)
未  詳	砲部陣義野 約地勇軍高 數高射に射 一四〇門二司令する(隊)	二十個聯隊以上	新 二〇〇門
未  詳	聯隊(六大隊) 快速戰車大隊 右戰車數 右裝甲自動車數 約 未二〇〇輛 詳一一	未  詳	右車輛數  約二〇〇輛

日本 中華 英國 蘇俄 美國

機百九千約	機百五千約	機百七約	機百九千約
〇中隊となる。	〇中隊となる。	〇中隊となる。	〇中隊となる。
法	法	法	法
新	新	新	新
右車輛數	右車輛數	右車輛數	右車輛數
約二〇〇輛	約二〇〇輛	約二〇〇輛	約二〇〇輛

# 列國新兵器整備一覽

昭和十一年末調

國名	飛行機		豫算		高射砲		戰車及機械化部隊	
	飛行機數	陸軍所屬	豫算	高射砲	戰車及機械化部隊	兵力及砲數	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數
日本	約一千機	飛行機 約五百〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	二聯隊と一隊	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右の外歩兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す。	戰車聯隊 二	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數
蘇聯邦	約五千機	飛行機 約五百〇〇中隊 外に氣球中隊・海軍機中隊各若干	未詳	二聯隊と一隊	獨立機械化部隊 獨立戰車大隊 右の外歩兵及騎兵師團の大部は機械化部隊を有す。	戰車聯隊 二	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數
米國	約六千五百機	一、二一中隊 （内非實設十中） 驅逐擊察隊（本部及勤務） 偵察隊（含む） 其他（含む） 中隊送行 一三六 輸送船 一四 學飛行 二二 飛球 二二 氣球 二二 材料 二二	未詳 本文一二九頁参照	八聯隊 砲數 約二〇〇門 外に高射機關銃 約五、〇〇〇	中戰車聯隊（八中隊） 獨立輕戰車中隊 一七中隊 右戰車數（豫備戰車を含む） 裝甲自動車中隊（騎兵師團配屬） 其他を合し裝甲自動車數 約二〇〇輛	戰車聯隊 七	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數
英國	約二千機以上 （有するを以て機一機を別）	目下擴張中なるを以て現在の狀況は判明せざるも、一九三五年末既に一一八中隊に達し、又一九三九年迄に左の如く擴張の計畫である。 本土防空 一一九中隊 海外艦隊空軍 六三中隊以上 陸軍協同 一九二中隊以上 計 七二五機 別に氣球隊あり 尙海外自治領及植民地に	約七千七百五十萬磅 （一九三九年一六三九一算豫軍空度年七） （算豫加追含）	正規軍高射砲隊（海外のものを含む） 二三個中隊 （機械化） 砲數二五〇門 一部は旅團に編成せらる 戦時は戰車を合して防空師團を編成す 地方軍高射砲隊 約二十三個中隊 砲數未詳	戰車 約三五〇輛 右の外軍の機械化に伴ひ歩、騎兵用輕戰車相當數を有す。 裝甲自動車 約一、二〇〇輛（推定） 印度には外に戰車三中隊裝甲自動車五中隊を有す。	戰車 約三五〇輛	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數
佛國	約四千五百機 （屬所省空航）	飛行機 約二六中隊 偵察隊 氣球 擊察隊 約二三五〇機 尙北亞弗利加及「ルヴァン」其他の植民地の分を合すれば約一六〇中隊となる。	約九億一千三百萬法郎 （一九三九年一六三九一算豫省空航）	五聯隊 砲數 約二〇〇門	輕戰車聯隊（六中隊） 獨立戰車大隊 獨立戰車中隊 右戰車數 約一、五〇〇輛 其他豫備戰車多數 裝甲自動車中隊 約二〇〇輛 右車輛數 約二〇〇輛	戰車 約一、五〇〇輛	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數
獨逸國	約九千機以上 （屬所省空航） ふ謂もと機百五千二	一九三五年六月迄に整備せられたりと稱せらるるもの 爆撃隊 偵察隊 六千機保有を目標として擴張中なるが如くである。	約九億七千萬法郎 （一九三九年一六三九一算豫省軍空）	二十個聯隊以上	野戰高射砲聯隊 五（十二大隊） 義勇軍に屬する砲地高射砲司令 二五 砲數 約一四〇門	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數	
伊國	約五千機 （屬所省軍空）	飛行機 約二〇中 陸軍直轄部隊 七 空軍協同部隊 二 海軍協同部隊 一 植民地軍協同部隊 一 總計 約五五〇機	約九億七千萬法郎 （一九三九年一六三九一算豫省軍空）	野戰高射砲聯隊 五（十二大隊） 義勇軍に屬する砲地高射砲司令 二五 砲數 約一四〇門	聯隊（六大隊） 快速戰車大隊 右戰車數 約二〇〇輛 右裝甲自動車數 未詳	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數	
波國	約七百機	飛行機 約二〇中 陸軍直轄部隊 七 空軍協同部隊 二 海軍協同部隊 一 植民地軍協同部隊 一 總計 約五五〇機	約九億七千萬法郎 （一九三九年一六三九一算豫省軍空）	野戰高射砲聯隊 五（十二大隊） 義勇軍に屬する砲地高射砲司令 二五 砲數 約一四〇門	聯隊（六大隊） 快速戰車大隊 右戰車數 約二〇〇輛 右裝甲自動車數 未詳	戰車及機械化部隊	兵力及戰車數	

昭和十二年一月十六日印刷  
昭和十二年一月二十日發行

陸  
軍  
省

This block contains a large, faint grid or table structure, possibly a ledger or data table. The text within the grid is extremely light and illegible. The grid appears to have multiple columns and rows, typical of a financial or administrative record.

民國十二年一月十八日

總發行所

372  
516





